特別養護老人ホーム　サルビア荘
「指定短期入所生活介護」
「指定介護予防短期入所生活介護」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（群馬県指定 第 1072800020 号）

当事業所は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者
２．事業所の概要
３．職員の配置状況
４．当事業所が提供するサービスと利用料金
５．サービス利用にあたっての留意事項
６．非常災害対策
７．緊急時の対応
８．事故発生時の対応
９．損害賠償について
１０．守秘義務に関する対策
１１．利用者の尊厳
１２．身体拘束の禁止
１３．高齢者虐待の防止
１４．苦情の受付について
１５．第三者による評価の実施状況について

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　赤堀・東福祉会

（２）法人所在地　　群馬県伊勢崎市国定町二丁目２３４５

（３）電話番号　　０２７０－２０－８０９０

（４）代表者氏名　　理事長　　定方　英一

（５）設立年月　　平成 9 年 5 月 22 日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 1 月 4 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定
群馬県 1072800020 号
※当事業所は特別養護老人ホームサルビア荘に併設されています。

（２）事業所の目的　　介護保険法令の趣旨にしたがって、可能な限りその居宅において
その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう
支援することを目的とする。

（３）事業所の名称　　特別養護老人ホーム　サルビア荘

（４）事業所の所在地　群馬県伊勢崎市国定町二丁目２３４５

（５）電話番号　　０２７０－２０－８０９０

（６）事業所長（管理者）氏名　　髙尾　貞治

（７）営業日及び入退所時間

年中無休で営業いたします。入退所時間は８：３０～１９：００とします。但し
ご家族の事情により時間外の入退所も可能です。
送迎サービスは 9:15～17:00 に実施いたします。希望の時間に添えない場合がありますのでご了承下さい。また、送迎サービスの利用状況により利用できない場合もあります。

（８）利用定員　　１０人
５０人（特別養護老人ホームの空床分）

（９）居室等の概要

当事業所では以下の居室･設備がございます。利用される居室は、原則として 2､4 人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（１人部屋）	１０室	
２人部屋	９室	
４人部屋	８室	
合　　計	２７室	
食堂	１室	
機能訓練室	１室	[主な設置機器] 平行棒・歩行器等・昇降階段
浴室	１室	一般浴槽・特殊浴槽
医務室	１室	

※前記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：全室にトイレが併設されています。

（10）利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

・令和８年８月１日現在、ございません。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数
１．施設長（管理者）	１名
２．事務員	１名以上
３．生活相談員	１名以上
４．計画担当介護支援専門員	１名以上
５．介護職員	２０名以上
６．看護職員	１名以上
７．機能訓練指導員	１名
８．医師	２名
９．管理栄養士	１名
１０．　調理員	委託調理員

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．医師	嘱託医：毎週火曜日 １４：００～１６：００ 精神科医：月２回
２．介護職員	早出①：　７：００～１６：００ 早出②：　７：３０～１６：３０ 遅出①：１０：００～１９：００ 遅出②：１０：３０～１９：３０ 遅出③：１１：００～２０：００ 夜　勤：１６：００～　９：００
３．看護職員	早　番：　７：００～１６：００ 遅　番：１０：００～１９：００

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合 （２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

また、当事業所では、市町村から減免対象者であると確認され交付された「減免確認証」の内容に基づき利用料の減免を行います。但し、社会福祉法人赤堀・東福祉会が群馬県及び市町村に対して減免実施の申出が必要となる減免制度の場合、当法人が申出を行っている利用者負担の減免制度のみを対象とします。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）＊

以下のサービスについては利用料金の大部分（介護保険負担割合証に記載された負担割合）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①栄養管理

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。

②２４時間連絡体制

・病院、診療所、訪問介護ステーションとの連携を図り、２４時間利用者の健康上の管理等を行います。

③入浴

・入浴又は清拭を週２回行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第７条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と事、居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要支援・要介護度に応じて異なります。）

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

併設短期入所生活介護費　　２，４人部屋

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
負担割合１割	459 円	571 円	614 円	684 円	758 円	829 円	899 円
負担割合２割	918 円	1,141 円	1,227 円	1,367 円	1,516 円	1,658 円	1,798 円
負担割合３割	1,376 円	1,712 円	1,840 円	2,051 円	2,273 円	2,487 円	2,697 円

＜加算料金１（①については１回あたり、②～④については１日あたり、⑤～⑥については１月あたり）＞

次のサービス利用料金は、上記の利用料に加算されます。

	負担割合１割	負担割合２割	負担割合３割
①送迎加算　片道	188 円	375 円	562 円
②機能訓練体制加算	13 円	25 円	37 円
③サービス提供体制強化加算Ⅰ	23 円	45 円	67 円
④夜勤職員配置加算Ⅲ（要介護のみ）	16 円	31 円	46 円
⑤生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円	21 円	31 円
⑥介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	１月につき所定単位×17.6％を加算		

以上、介護保険給付の対象となるサービスについては、利用者負担金は介護保険負担割合証に記載された負担割合となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条 、第７条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費

（食事時間）

朝食： 7：30～8：30　　昼食： 12：00～13：00　　夕食： 17：30～18：30

日　額：　　１，５４５円　（朝食４１３円　昼食６３９円　夕食４９３円）

＊流動食を持参される方は除く。

②ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、行事等の費用

ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝや行事にかかる材料代等の費用を実費でいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき　　１０円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤滞在費

光熱水費相当をいただきます。

２、４人部屋　　日額：　　９１５円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

なお、料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず７日以内に支払いがない場合、文書で通知することにより即座に契約を解除致します。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 100% （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

５．サービス利用にあたっての留意事項

①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設職員にご連絡下さい。

②利用者又はその家族は、施設の機械及び器具等を利用される際は申し出下さい。

③施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮下さい。

④施設に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受け出来ません

６．非常災害対策（契約書第 17 条参照）

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、その計画に基づき、年２回以上防災訓練を行います。

７．緊急時の対応（契約書第 15 条参照）

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

８．事故発生時の対応（契約書第 16 条参照）

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

９．損害賠償について（契約書第 18 条 19 条参照）

施設は、サービス提供に当たって故意又は過失により、契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償致します。

ただし、契約者に故意又は過失が認められ、かつ契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

また、施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

１０．守秘義務に関する対策（契約書第 11 条参照）

施設及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

１１．利用者の尊厳

利用者の人権･プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

１２．身体拘束の禁止（契約書第 12 条参照）

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

１３．高齢者虐待の防止

施設及び職員は、高齢者虐待の防止について、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

　　虐待防止に関する責任者　　施設長　　髙尾　貞治

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を職員の新規採用時、年 2 回以上実施しています。

⑤ サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報

します。

⑥ 虐待の未然防止、早期発見の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員へ周知します。

⑦ 虐待の未然防止、早期発見のための指針を作成します。

⑧ 虐待等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。

１４．苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口（担当者）

［職名］介護課長　　金子　隆文

〇受付時間　　毎週　月曜日～　金曜日　　８：３０～１７：３０

〇電話番号　　０２７０－２０－８０９０

（２）苦情処理第三者委員

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

委員については、サルビア荘の掲示板での確認及び電話での確認が出来ます。

（３）公的機関における苦情の受付

・伊勢崎市介護保険課（市役所内）　　TEL　０２７０－２７－２７４３

所在地：群馬県伊勢崎市今泉町二丁目４１０

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）８：３０～１７：１５

・福祉サービス運営適正化委員会　　TEL　０２７－２５５－６６６９

所在地：群馬県前橋市新前橋町１３－１２（群馬県社会福祉協議会内）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）９：００～１７：００

・群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課　　TEL　０２７－２９０－１３２３

所在地：群馬県前橋市元総社町３３５－８

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）９：００～１７：００

１５．第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	・1　あり	実施日
		評価機関名称
		結果の開示
	・2　なし	

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、同意を得て交付いたしました。

指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護　　特別養護老人ホーム　サルビア荘
説　明　者　職　名　　生活相談員
氏　　名　　金子　隆文　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に伴い、説明を受け、同意し、これを受領しました。

契約者（利用者）住所

氏名　　印

私は、契約者に代わり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの契約者への提供開始に同意し、署名、捺印を行います。

代理人住所

氏名　　印